

2020年12月28日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

未利用口座管理手数料の新設と一定金額未満の口座解約手続きの印鑑不要化について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、長期間ご利用頂いていない口座の利用促進、および不正利用を防止するため、下記のとおり未利用口座管理手数料を新設いたします。

また併せて、残高3万円未満の預金口座解約手続きの印鑑不要化を実施いたします。

当行は、今後もより一層お客様にご利用頂きやすいサービスのご提供と、機能の充実に向けて努力していく所存でございます。

何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料概要

対象口座	2021年1月4日（月）以降に開設された個人のお客さまの普通預金、貯蓄預金のうち、ご入金やご出金、口座振替等のご利用が、最後のお取引から2年以上ない口座を対象とします。
手数料	年間 1,320 円（消費税込み）
対象外口座	(1) 口座残高が1万円以上である場合。 (2) 同じ支店で、預かり金融資産（定期預金、定期積金、投資信託、外貨預金等）のお取引が1円以上あるお客さま。 (3) 同じ支店で、ご融資のお取引があるお客さま。
未利用口座に対するお取扱	(1) 未利用口座の対象となった際は、当行にご登録頂いているご住所宛にお知らせを郵送致します。 (2) 郵送後、一定期間（約3ヶ月）を経過しても、ご利用またはご解約がない場合、対象口座から未利用口座管理手数料を引落しします。 (3) 手数料金額に対して対象口座の残高不足により、本件手数料の引落しができなかった場合は、対象口座の残金を全額引落とし、口座を自動的に解約させていただきます。



2. 残高3万円未満の口座解約手続きの印鑑不要化について

従来、口座解約の手続きには、お届け印の押印が必要となっておりますが、2021年1月4日（月）からお客様がお持ちの預金口座を対象に、残高3万円未満（1口座あたり）の口座解約手続きにおいては、運転免許証等の顔写真付きの本人確認資料を、口座名義のお客さまご本人から対面によりご提示頂くことで解約できることとし、手続きの簡素化を図ります。

対象	個人、および個人事業主のお客様
預金種類	普通預金・貯蓄預金・納税準備預金

以上

お問い合わせ 本業支援戦略部：内田 023-631-0001（代）

